

国立大学法人京都大学教員就業特例規則

平成16年4月1日

達示第71号制定

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人京都大学教職員就業規則(平成16年達示第70号。以下「就業規則」という。)第2条第3項の規定に基づき、教員の職務とその責任の特殊性を考慮して、教員の採用、昇任、降任、配置換、出向、懲戒、研修等に関する事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において「教員」とは、教授、准教授、講師、助教及び助手をいう。

2 この規則において「教授会等」とは、教授会及びこれに代わる会議をいう。

(採用及び昇任の方法)

第3条 教員の採用及び昇任は、選考による。

2 教員の採用及び昇任のための選考基準は、教育研究評議会の議に基づき、総長が定める。

3 教員の採用及び昇任のための選考は、前項の選考基準により教授会等の議に基づき、総長が行う。

4 前項の選考について教授会等が審議する場合において、その教授会等が置かれる組織の長(以下「組織の長」という。)は、国立大学法人京都大学(以下「大学」という。)の教員人事の方針を踏まえ、その選考に関し、教授会等に対して意見を述べることができる。

(休職の期間)

第4条 心身の故障のため長期の休養を要する場合の教員の休職の期間は、個々の場合について、教育研究評議会の議に基づき総長が定める。

(降任及び解雇)

第5条 教員は、教育研究評議会の審査の結果によるのでなければ、その意に反して降任又は解雇されることはない。

2 教育研究評議会は、前項の審査を行うに当たっては、その者に対し、審査の事由を記載した説明書を交付する。

3 教育研究評議会は、審査を受ける者が前項の説明書を受領した後14日以内に請求した場合には、その者に対し、口頭又は書面で陳述する機会を与える。

4 教育研究評議会は、第1項の審査を行う場合において必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、又はその意見を徴する。

5 前3項に規定するもののほか、第1項の審査に関し必要な事項は、教育研究評議会が定める。

(配置換及び出向)

第6条 教員は、教育研究評議会の審査の結果によるのでなければ、その意に反して配置換又は出向を命ぜられることはない。

2 前条第2項から第5項までの規定は、前項の審査の場合に準用する。

(定年)

第7条 教員の定年及び定年退職日(定年に達した日から起算して1年を超えない範囲内に限る)は、教育研究評議会の議を経て総長が定める。

(定年の特例)

第8条 大学院法学研究科附属法政実務交流センター法科大学院準備部門教授の定年は、就業規則第22条第1項第1号の規定にかかわらず、満70歳とする。

(懲戒)

第9条 教員は、教育研究評議会の審査の結果によるのでなければ、懲戒処分を受けることはない。

2 第5条第2項から第5項までの規定は、前項の審査の場合に準用する。

(勤務成績の評定)

第10条 教員の勤務成績の評定及び評定の結果に応じた措置は、教育研究評議会の議により総長が定める基準に基づき、教授会等の議により、その組織の長が行う。

(研修)

第11条 教員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。

2 大学は、教員に、研修を受ける機会を与えるものとする。

(研修の機会)

第12条 大学は、教員の研修について、それに要する施設、研修を奨励するための方途その他研修に関する計画を樹立し、その実施に努めるものとする。

2 教員は、教育研究に支障のない限り、組織の長の承認を受けて、勤務場所を離れて研修を行うことができる。

3 教員は、教授会等の議に基づき、現職のままで、長期にわたる研修を受けることができる。

4 前項に定めるもののほか、教員は、教授会等の定めるところにより、研究に専念できる期間としてのサバティカルを取得することができる。

(その他)

第13条 教員の教育研究にかかわる勤務条件は、教育研究評議会の議を経て総長が定める。

2 本規則の改正、廃止については、教育研究評議会の議を経なければならない。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。